

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年2月26日

鳥取県教育委員会委員長 上山弘子

鳥取県教育委員会規則第1号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後						改正前																																																																	
(学校の課程等) 第3条 <u>学校の名称、課程、部科、学科、修業年限、</u> <u>収容定員及び所在地並びに特別支援学校が教育の対</u> <u>象とする障害種別（以下「障害種別」という。）</u> は、別表のとおりとする。						(学校の課程等) 第3条 <u>学校の課程、部科、学科、修業年限及び収</u> <u>容定員</u> は、別表のとおりとする。																																																																	
												別表（第3条関係）																																																											
1 高等学校						1 高等学校																																																																	
<table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>課程名</th><th>学科名</th><th>修業 年限</th><th>収容 定員</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="6">略</td></tr></tbody></table>						名 称	課程名	学科名	修業 年限	収容 定員	所在地	略						<table border="1"><thead><tr><th>高等学 校名</th><th>課程名</th><th>学科名</th><th>修業 年限</th><th>収容 定員</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="6">略</td></tr></tbody></table>						高等学 校名	課程名	学科名	修業 年限	収容 定員	所在地	略																																									
名 称	課程名	学科名	修業 年限	収容 定員	所在地																																																																		
略																																																																							
高等学 校名	課程名	学科名	修業 年限	収容 定員	所在地																																																																		
略																																																																							
2 特別支援学校						2 特別支援学校																																																																	
<table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>障害種 別</th><th>部科名及び 学科名</th><th>修業 年限</th><th>収容 定員</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="6">略</td></tr><tr><td rowspan="3">鳥取聾 学校ひ まわり 分校</td><td rowspan="3">聴覚障 害</td><td>小学部</td><td>6年</td><td></td><td rowspan="3">米子市 上福原 七丁目 13の2</td></tr><tr><td>中学部</td><td>3年</td><td></td></tr><tr><td>幼稚部</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="6">略</td></tr></tbody></table>						名 称	障害種 別	部科名及び 学科名	修業 年限	収容 定員	所在地	略						鳥取聾 学校ひ まわり 分校	聴覚障 害	小学部	6年		米子市 上福原 七丁目 13の2	中学部	3年		幼稚部			略						<table border="1"><thead><tr><th>学校名</th><th>対象障 害種</th><th>部科名及び 学科名</th><th>修業 年限</th><th>収容 定員</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="6">略</td></tr><tr><td rowspan="3">鳥取聾 学校ひ まわり 分校</td><td rowspan="3">聴覚障 害</td><td>小学部</td><td>6年</td><td></td><td rowspan="3">米子市 上福原 七丁目 13の2</td></tr><tr><td>中学部</td><td></td><td></td></tr><tr><td>幼稚部</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="6">略</td></tr></tbody></table>						学校名	対象障 害種	部科名及び 学科名	修業 年限	収容 定員	所在地	略						鳥取聾 学校ひ まわり 分校	聴覚障 害	小学部	6年		米子市 上福原 七丁目 13の2	中学部			幼稚部			略					
名 称	障害種 別	部科名及び 学科名	修業 年限	収容 定員	所在地																																																																		
略																																																																							
鳥取聾 学校ひ まわり 分校	聴覚障 害	小学部	6年		米子市 上福原 七丁目 13の2																																																																		
		中学部	3年																																																																				
		幼稚部																																																																					
略																																																																							
学校名	対象障 害種	部科名及び 学科名	修業 年限	収容 定員	所在地																																																																		
略																																																																							
鳥取聾 学校ひ まわり 分校	聴覚障 害	小学部	6年		米子市 上福原 七丁目 13の2																																																																		
		中学部																																																																					
		幼稚部																																																																					
略																																																																							

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。